



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 485 号

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

生保各社が評価軸の中心へシフト いま「ESG投資」が注目されるワケ

環境・社会・企業統治への取り組みを重視するESG投資が改めて脚光を浴びている。

日本生命と第一生命が、すべての資産の投資・融資判断にESG評価を導入すると発表。

また、HSBC投信は、11月17日から個人投資家向けに「HSBC ESG米国株式インデックスファンド」を販売開始。

ESG要素を取り入れた米国株式のインデックスファンドは国内初となる。ESGに対する関心の高まりは、直近のものではない。国連が責任投資原則（PRI）を提唱したのは2006年。2015年にはSDGsが採択され、PRIへの署名機関数が急増。日本でも年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が署名し注目された。GPIFは2017年から日本株運用にESG指標を導入し、2018年度末までに資産残高を3兆5,000億円に拡大。2019年12月に経済産業省が発表した調査結果によれば、国内外の機関投資家48社のうち、実に97.9%がESG情報を投資判断に活用していた。

とはいえ、なぜ生保各社はここまで思い切った方向転換をしたか。理由はやはり新型コロナウイルスの感染拡大だろう。予測不可能な変化が常態化する世界において重要なのは、持続可能性の追求。

環境や社会を良化しようという取り組みをしている企業に投資することはリターンにつながるというわけだ。

HSBC投信の新商品のように、個人投資家がESG投資をすることにも同様の意義深さがある。1980年代以降、温暖化ガス排出量の70%はわずか100社によるものというデータもあり、投資先企業のESGへの取組をサポートすることは環境や社会の良化につながるからだ。1人が起こせるアクションには限りがあるが、投資によるレバレッジ効果も期待できる。リターンと社会貢献を同時に実現できる方法として、個人でのESG投資が社会人としてのマナーとなる時代がやってくるかもしれない。

先行取得土地の特例、譲渡期限 12月決算法人は2020年12月末

先行取得土地等の特例とは、個人や法人が2009年1月1日から2010年12月31までの期間内に土地等を先行取得し、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行取得土地等について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができるというものの。

圧縮限度額は、「譲渡する先行取得土地等以外の土地等に係る譲渡利益金額 × 80／100（2010年中のみの場合には60／100）」で計算した金額。譲渡利益金額とは、先行取得土地等以外の土地等の譲渡に係る対価の額からその土地等の譲渡直前の帳簿価額に譲渡経費の額を加算した金額を控除した金額。

そこで、2010年中に土地等を先行取得した場合の圧縮限度額は、他の土地等の譲渡利益金額に係る「60%」を適用できる。

この他の土地等の譲渡利益金額に係る「60%」の圧縮割合を適用できるのは、2010年中の取得日を含む事業年度終了後10年以内に、その法人等が有する他の土地等を譲渡したときという要件がある。つまり、12月決算法人や個人事業者の場合は、譲渡期限が2020年12月末となり、譲渡期限が迫っているので注意が必要だ。3月決算法人の場合は、2021年3月31までに他の土地等の譲渡期限を迎えることになる。